●大阪市認定事務センター(平成24年2月開設)では、窓口にお越しいただくことなく 郵送で要介護(要支援)認定の申請の受付を行っています。

●申請書類や手続きなどについては大阪市認定事務センターにお問い合わせください。 (TEL06-4392-1700)

1 申請をしましょう

大阪市認定事務センターへ「要介護認定・ 要支援認定」の申請を行ってください。

居宅介護支援事業者、介護保険施設、 地域包括支援センターに依頼して申請を代 行してもらうこともできます。

- ■申請に必要なもの
- ●介護保険要介護認定·要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- ※40歳から64歳までの方の場合は、 健康保険証(医療保険被保険者証)の 写しも必要です。
- ●本人の個人番号確認書類 (個人番号カード(裏面)写し、通知カード (表面)写し等)
- 本人の身元確認書類 (個人番号カード(表面)写し、運転免許証 写し等)

2 心身の状況などを調査 (認定調査)

大阪市から委託を受けた認定調査員が、 心身の状況などについて調査を行います。 必要に応じて、区役所の保健師が同行し ます。

■認定調査時の介添え制度 認定調査に不安を抱 く方や、障がいのため に意思疎通が難しい方、 言葉が通じない外 国籍の方などが、 安心して調査を 受けられるよう、 無料で通訳などが 同席する大阪市独自の制度が あります。

主治医に意見を求めます (主治医意見書)

大阪市から主治医に心身の障がいの原因 である病気などに関しての意見書の作成を 依頼します。

※手続きをしていただく必要はありません。



4 専門家が審査 _(介護認定審査会)

認定調査の結果と主治医の意見書をも とに、保健、医療、福祉の専門家が、介護を 必要とする度合い(要介護状態区分等)を 審査・判定します。



8 更新手続き

認定の有効期間は、原則6か月(更新の場合は12か月)です。ただし、心身の状態によって24か月まで延長、3か月まで短縮される場合があります。

引き続きサービスを利用する場合は、 有効期間満了の日の60日前から更新申 請ができます。

なお、心身の状態が変化した場合、残り の有効期間にかかわらず、いつでも状態 の区分の変更申請ができます。

7)サービスの利用

ケアプランにもとづいて、最適なサービス を利用します。原則として費用の1割または 2割は利用者の負担となります。

①から⑥までの手順によりサービスが利用できます。⑤で認定された有効期間内でサービスが利用でき、引き続き利用する場合は⑧の更新手続きを行ってください。



6 ケアプランの作成

ケアマネジャー等にどんなサービスをどれくらい利用したいかを相談しましょう。認定結果に応じたケアプランを作成してもらえます。

※認定をうけるまでの間にサービスを利用 することもできますが、認定の結果によっ てはサービス利用額など全額自己負担と なる場合があります。

認定の結果前にサービス利用が必要な場合は、必ずケアマネジャー等に相談しましょう。

5 認定結果のお知らせ

■認定結果の通知

介護認定審査会の審査判定結果にもとづいて、大阪市が要介護・要支援認定を行い、 本人にお知らせします。

■要介護状態区分等

要介護5要介護4

要介護3

要介護2要介護1

要支援2要支援1

非該当(自立)

介護サービスを 利用できる方

介護予防サービスを 利用できる方

介護予防事業を利用できる方